

税の申告は正しくお早めに

今年も税の申告時期になりました。平成19年分の所得税の確定申告の受け付けは、

「2月18日(月)から3月17日(月)まで」です。

朝霞税務署では、平日(月～金曜日)以外でも2月24日・3月2日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います(その他の土・日曜日は受け付けできません)。

期限間近になりますと会場がたいへん込み合います。申告は早めに済ませましょう。

あなたの申告は

スタート

平成19年1月1日から平成19年12月31日までに収入がありましたか。

いいえ

同一世帯内にお住まいのどなたかの扶養になっていますか。

いいえ

市役所に市・県民税の申告をしてください。
※収入のなかった方についても申告をしていただくことにより非課税証明、国民健康保険税や各種手当等に反映される資料となります。

はい

①または②のどちらか
①給与所得者の方は勤務先から市役所へ「給与支払報告書」が提出されていますか。
②給与所得者以外の方は「いいえ」に進んでください。

いいえ

平成19年中の合計所得が基礎控除・扶養控除などの所得控除の合計額を超えていますか。
※給与所得者の方で年末調整がお済みの方は「いいえ」に、お済みでない方は「はい」に進んでください。

いいえ

市役所に市・県民税の申告をしてください。

はい

勤務先から受ける給与のほかに配当・原稿料・報酬・不動産などの収入がありましたか。

はい

給与以外の所得の合計額が20万円を超えていますか。

いいえ

はい

所得税および市・県民税の申告をする必要はありません。

はい

税務署に所得税の確定申告をする必要があります。

バイク・軽自動車の廃車・名義変更手続きは済んでいますか？

軽自動車税は、毎年4月1日に次のものを所有している方に課される税です。

課税対象車両／原動機付自転車(排気量125cc以下の二輪車等)・ミニカー・小型特殊自動車・軽自動車(二輪・四輪)・二輪の小型自動車(排気量250ccを超えるもの)

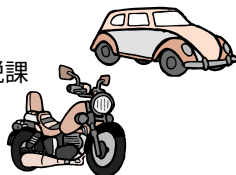
手続きは確実に！

毎年4月1日に、対象となる車両を所有していない場合でも、廃車等の必要な手続きをしていないと課税されてしまいます。「すでに廃棄処分した」「盗難にあった」「他人に譲った」等の場合には、廃車や名義変更の手続きが必要です。特に、盗難の場合、警察への届け出だけでは廃車となりません。また、手続きの代行を依頼した方は、それが完了していることを必ず確認してください。

なお、市外へ転出される方も、廃車もしくは住所変更等の手続きが必要です。手続きを確実にしないと税金がかかるばかりでなく、トラブルの原因にもなります。早急に手続きをしましょう。

手続きを行うところ

- ①原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカー…課税課
- ②軽自動車四輪…軽自動車検査協会所沢支所
・代表番号 ☎049-258-8011
・テレホンサービス ☎049-258-8018
- ③排気量125ccを超える二輪車(軽自動車二輪・二輪の小型自動車)…関東運輸局埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所
・代表番号 ☎050-5540-2029(テープ対応後オペレーターにつながります)
・テレホンサービス ☎050-5540-2129



所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

平成11年から平成18年末までの間に入居し、次の①または②のどちらかに該当する方は、市・県民税の住宅ローン控除の対象となります。適用を受けるには、住宅借入金等特別税額控除申告書の提出が必要です。

- ①税源移譲により所得税が減少した結果、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方。
- ②住宅ローン控除可能額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額がさらに大きくなった方。

申告書の提出方法(①または②のどちらか)

①所得税の確定申告をされる方
確定申告書とともに税務署に提出してください。

②所得税の確定申告をされない方
課税課市民税係(市役所2階21番窓口)に提出してください。

なお、提出の際には源泉徴収票(原本を添付してください)と印鑑が必要です。
※申告用紙は、課税課市民税係に用意してあります。また、市ホームページからもダウンロードすることができます。

問い合わせ／課税課 内線2232 ☎048-463-2851(直通)

市民税・県民税の 申告受付／市役所

申告が必要な方

①平成20年1月1日現在、朝霞市内にお住まいで平成19年中に所得のあった方（アルバイト・パートによる所得があった方も該当します）

②平成20年1月1日現在、朝霞市には住んでいないが市内に事務所・事業所等を有する方

申告が不要な方

①給与以外に所得がなく、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方

※給与支払報告書は、平成20年1月1日現在にお住まいの市区町村に送付されることになっています。

②所得税の確定申告（還付申告を含む）をした方

③同一世帯内のどなたかの扶養になっている方

申告に必要なもの

①印鑑

②所得額の計算に必要な帳簿・書類（給与収入または年金収入がある方は平成19年分源泉徴収票等）

③生命保険料・地震保険料および社会保険料（国民健康保険税・国民年金・介護保険の保

険料など）の支払証明書または領収書（平成19年中に支払ったもの）

④医療費控除を受ける方は、平成19年中に支払った医療費の領収書（保険等で補てんされた金額がある場合は、金額のわかる書類等）

⑤障害者控除を受ける方は、障害者手帳など

⑥学生の方は、学生証または在学証明書

※郵送にて申告される場合は、源泉徴収票・その他各種控除証明書および領収書を必ず同封してください。

申告を忘れると…

申告を忘れると、児童手当等を受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、公営住宅に入居するときなどに必要な証明書等の発行ができません。

また、収入がなかった方についても、申告していただくことにより非課税証明書の発行、国民健康保険税や各種手当等に反映される資料となりますので、忘れずに申告してください。

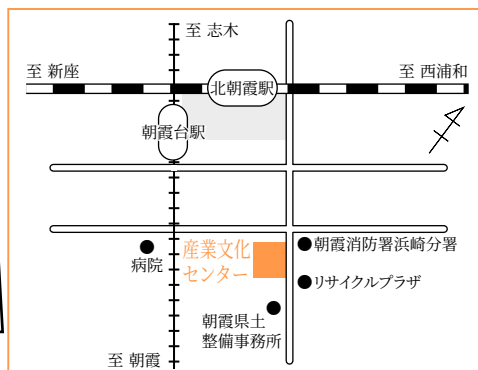
市民税・県民税の申告に関する問い合わせ／課税課 内線
2233〜7 ☎048-4
63-2852〜3（直通）

市民税・県民税の申告受付日程

受付会場	受付期間および時間
市役所別館5階大会議室	2月18日(月)～3月17日(月) 午前9時～午後4時(土・日曜日を除く)
市役所1階市民ホール	2月24日(日)・3月2日(日) 午前9時～午後4時
産業文化センター2階 第1・2・3研修室兼集会室	2月26日(火)・27日(水) 午前9時30分～午後4時

給与所得者および年金所得者の所得税の申告についても、上記のとおり受け付けます。
※事業・不動産・譲渡所得等のある方は、税務署での受け付けとなります。

産業文化センター



所得税(確定申告)の 申告受付／税務署

申告書は自分で

還付申告は簡単な様式になっています。できるだけ自分で作成して、申告の期限内に提出しましょう。郵送(〒351-8601 朝霞市本町1-1-46 朝霞税務署 個人課税部門)あてでも結構です。

申告用紙は、朝霞税務署または市役所課税課に用意しています。

確定申告に関する問い合わせ／
朝霞税務署 ☎048-46
7-2870(申告案内窓口)

朝霞税務署



国税電子申告・納税システム (e-Tax) をご利用ください

e-Tax についての詳しい情報は、e-Tax ホームページ
(<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

また、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) で所得税の確定申告の作成ができます。

